熊本地震における被災者の生活再建・住宅再建制度の創設・充実を求める意見書

熊本地震の発生から、1カ月半が経過しました。過去に例を見ない多数の余震発生は、未 だ住民に大きな不安を与え、避難所や車中泊での生活を余儀なくされている住民も少なくあ りません。

現在は、被害を受けた住宅の再建や修繕、また仮設住宅の整備等、住まいの確保が重要な取り組みの一つとなっています。

住宅再建に向けての支援策については、被害区分により様々でありますが、被災者の生活を立て直すことや被災地の復興を成し遂げるためにも現行の支援制度の拡充が不可欠です。

例えば、被災者生活再建支援金については、現行では、全壊で建て直しの場合でも300万円となっており、住宅再建をしようとしても新たな住宅ローンを伴う水準となっており、被災者の大きな不安の原因となっています。また、一部損壊の被害であっても、実際には、瓦の破損等による屋根の修繕、壁の亀裂による修繕など、数百万円の費用が必要なケースも少なくありません。加えて、地震発生直後に屋根の応急修理(ブルーシートなど)ができていない世帯は、雨が屋根や壁の亀裂から侵入し、さらに多額の修繕費用を要します。しかし、現行制度において、一部損壊であれば修繕に対する支援制度はなく、修繕費用を確保できない所得の少ない世帯、高齢者などでは、修繕できないまま損壊を受けた家に住み続けざるを得ないケースも多々あります。

今必要なことは、現行の支援制度の拡充・創設を行い、被災者に再建に向けた希望や道筋を行政として示すことです。よって、国においては、以下の支援策について取り組むよう求めるものです。

- 1. 被災者生活再建支援金については、全壊・建て替えの額を現行の300万円から500 万円に引き上げるなど、住宅再建にふさわしい水準に拡充すること。
- 2. 半壊世帯への、応急修理費用の上限については、現在の57万6千円から、引き上げること。
- 3. 一部損壊と認定された住宅については、修繕費用の一定額を修繕支援金として支給する など、被災者の経済的負担の軽減につながる支援制度を創設すること。